

# 死亡労働災害速報（2019年4月）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

<b>ドラグ・ショベルのキャタピラに巻き込まれ死亡</b>			
発生年月	平成31年4月23日（火） 午前9時45分頃		
業種	土木工事業	事業場規模	1～9人
事故の型	巻き込まれ	起 因 物	車両系建設機械

発生状況	<p>平成31年4月23日（火）午前9時45分頃、登米市迫町新田の宅地造成工事現場で、67歳作業員（女性）が後進してきたドラグ・ショベル（車両系建設機械）のキャタピラに巻き込まれ、両側肺挫傷により死亡した。</p> <p>事故直前、被災者はドラグ・ショベルの運転者と打合せをしたあと、キャタピラ付近に腰を掛けて、携帯電話で関係先に連絡していた模様。</p> <p>運転者は被災者に気付かずバックで発進させてしまったと話している。</p> <p style="text-align: right;">（マスコミ報道等による）</p>
災害原因と災害防止対策	<p>[現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。]</p> <p><b>（想定される原因）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ドラグ・ショベルの作業半径内で接触による危険防止のための立入禁止措置がされていなかったこと。</li> <li>2. ドラグ・ショベルの運転者が、誘導者の合図、確認なしに車両を動かしたこと。</li> <li>3. ドラグ・ショベルの運転者が、打合せ後、被災者が十分車両から離れたことを確認しなかったこと。</li> </ol> <p><b>（類似災害防止対策）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両系建設機械の作業半径への立ち入りを禁止し、立入禁止区域を看板、バリケード、ロープ等により明示すること。</li> <li>2. 作業の必要性から、車両系建設機械の作業半径内に労働者を立ち入らせて作業を行う場合には、車両系建設機械の運転について誘導者を置き、一定の合図を定め、運転者はその合図により車両を動かすこと。</li> <li>3. 作業の必要性から、稼働中の車両系建設機械の運転者と打合せを行う場合は、「グーパー合図」等の決められたルールで安全を確認してから作業半径に入らせること。その際、当該車両の原動機を止めブレーキを確実に掛けたことを確認してから作業半径内に立ち入らせること。また、打合せ後作業半径内から離脱する場合も、その旨両方で合図して安全を確認してから原動機を作動させること。</li> </ol>